

広島市告示第550号

令和7年12月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、
広島市総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市総合福祉
センター条例（平成28年広島市条例第19号）第15条第3項の規定により告示
します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島市総合福祉センター

2 指定の相手方

広島市南区松原町5番1号

社会福祉法人広島市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで